

告示第 92 の 2 号

太子町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 28 年告示第 3 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

令和 8 年 5 月 29 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 2 条中「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 196 号）」を「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（令和 6 年厚生労働省告示第 168 号）及び地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）」に改める。

第 6 条に次の 1 項を加える。

2 当該費用の算定にあたっては前項に定めるもののほか、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 72 号）に準ずるものとする。

別表第 1 の備考中「第 1」を削り、同表の備考の表中

「

訪問介護相当サービス事業及び緩和した基準による訪問型サービス事業（1月につき）	同一建物減算1	所定単位数の10%減算
	同一建物減算2	所定単位数の15%減算
	同一建物減算3	所定単位数の12%減算
	初回加算	200単位加算
	口腔連携強化加算（月に1回を限度）	50単位加算
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の245／1000加算
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の224／1000加算

	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の182／1000加算
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の145／1000加算

」を

「

事業名	区分	加算・減算
訪問介護相当サービス事業及び緩和した基準による訪問型サービス事業（1月につき）	同一建物減算 1 <u>事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下、この区分において「同一敷地内建物等」という）の利用者又はこれ以外の同一建物利用者20人以上にサービスを行う場合</u>	所定単位数の10%減算
	同一建物減算 2 <u>事業所と同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合</u>	所定単位数の15%減算
	同一建物減算 3 <u>正当な理由なく事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く）</u>	所定単位数の12%減算
	初回加算	200単位加算
	口腔連携強化加算（月に1回を限度）	50単位加算
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算
	介護職員等処遇改善加算	所定単位数の270／

	(Ⅰ) イ	1000加算
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) ロ	所定単位数の287／ 1000加算
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) イ	所定単位数の249／ 1000加算
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ロ	所定単位数の266／ 1000加算
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の207／ 1000加算
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数の170／ 1000加算

」に

改める。

別表第2の備考中「第2」を削り、同表の備考の表中

「

事業名	区分	加算・減算
通所介護相当サービス 事業及び緩和した基準 による通所型サービス 事業（1月につき）	一体的サービス提供加算	480単位加算
	サービス提供体制強化加 算（Ⅰ）（週1回程度）	88単位加算
	サービス提供体制強化加 算（Ⅰ）（週2回程度）	176単位加算
	サービス提供体制強化加 算（Ⅱ）（週1回程度）	72単位加算
	サービス提供体制強化加 算（Ⅱ）（週2回程度）	144単位加算
	サービス提供体制強化加 算（Ⅲ）（週1回程度）	24単位加算
	サービス提供体制強化加 算（Ⅲ）（週2回程度）	48単位加算
	介護職員等処遇改善加算 （Ⅰ）	所定単位数の92／1000 加算
	介護職員等処遇改善加算 （Ⅱ）	所定単位数の90／1000 加算
	介護職員等処遇改善加算 （Ⅲ）	所定単位数の80／1000 加算
	介護職員等処遇改善加算 （Ⅳ）	所定単位数の64／1000 加算
通所介護相当サービス	同一建物減算（週1回程	1月につき376単位減

事業	度)	算
	同一建物減算（週 2 回程度）	1 月につき 752 単位減算
	若年性認知症利用者受入加算	1 月につき 240 単位加算
	栄養アセスメント加算	1 月につき 50 単位加算
	栄養改善加算	1 月につき 200 単位加算
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	1 月につき 150 単位加算
	口腔機能向上加算（Ⅱ）	1 月につき 160 単位加算
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3 月に 1 回を限度）	1 月につき 100 単位加算
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1 月につき 200 単位加算
	科学的介護推進体制加算	1 月につき 40 単位加算
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6 月に 1 回を限度）	1 月につき 20 単位加算
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6 月に 1 回を限度）	1 月につき 5 単位加算
	送迎減算（片道につき）	1 月につき 47 単位減算
	高齢者虐待防止措置未実施減算（週 1 回程度）	1 月につき 18 単位減算
	高齢者虐待防止措置未実施減算（週 2 回程度）	1 月につき 36 単位減算
	業務継続計画未策定減算（週 1 回程度）	1 月につき 18 単位減算
	業務継続計画未策定減算（週 2 回程度）	1 月につき 36 単位減算

」を

「

事業名	区分	加算・減算
通所介護相当サービス事業及び緩和した	一体的サービス提供加算	480 単位加算
	サービス提供体制強化加	88 単位加算

基準による通所型サービス事業（１月につき）	算（Ⅰ）（週１回程度）		
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（週２回程度）		176単位加算
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（週１回程度）		72単位加算
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（週２回程度）		144単位加算
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（週１回程度）		24単位加算
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（週２回程度）		48単位加算
	利用定員が１９人以上の場合	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の111／1000加算
		介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の120／1000加算
		介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の109／1000加算
		介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の118／1000加算
		介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の99／1000加算
		介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の83／1000加算
	利用定員が１９人未満の場合	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の117／1000加算
		介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の127／1000加算
		介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の115／1000加算

	介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ロ	所定単位数の125／1000加算
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の105／1000加算
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数の89／1000加算
通所介護相当サービス事業	同一建物減算（週1回程度） 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から通う者に通所型サービスを行う場合	1月につき376単位減算
	同一建物減算（週2回程度） 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から通う者に通所型サービスを行う場合	1月につき752単位減算
	生活機能向上グループ活動加算	1月につき100単位加算
	若年性認知症利用者受入加算	1月につき240単位加算
	栄養アセスメント加算	1月につき50単位加算
	栄養改善加算	1月につき200単位加算
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	1月につき150単位加算
	口腔機能向上加算（Ⅱ）	1月につき160単位加算
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）	1月につき100単位加算
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき200単位加算
	科学的介護推進体制加算	1月につき40単位加算

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）	1月につき20単位加算
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）	1月につき5単位加算
送迎減算（片道につき）	1月につき47単位減算
高齢者虐待防止措置未実施減算（週1回程度）	1月につき18単位減算
高齢者虐待防止措置未実施減算（週2回程度）	1月につき36単位減算
業務継続計画未策定減算（週1回程度）	1月につき18単位減算
業務継続計画未策定減算（週2回程度）	1月につき36単位減算

」に

改める。

別表第3の備考中「第3」を削る。